

## 不服申立の手續規定

情報公開条例に定める手續と同様に整備

### 反対意見書が提出されている場合の諮問義務

請求を認容しようとする場合でも、諮問を義務づける  
(公開条例第 19 条 2 項関係)

### 諮問した旨の通知義務

「不服申立人」、「参加人」、「開示請求者」、「反対意見書を提出した第三者」への通知義務  
(公開条例第 20 条関係)

### 審査会の調査権限

- ・ 審査会が直接見分する対象文書の提示を求める  
(公開条例第 23 条 1, 2 項関係)
- ・ 非公開審理(インカメラ審理)  
(公開条例第 23 条 1 項関係)
- ・ 審査会が指定する方法で分類整理した資料の作成を求める  
(ヴォーンインデックス審理)(公開条例第 23 条 3 項関係)
- ・ 意見書、資料の提出、参考人の陳述、鑑定を求める  
(公開条例第 23 条 4 項関係)

### 審査手續の非公開

インカメラ審理を規定  
(公開条例第 27 条関係)

### 口頭意見陳述制度

不服申立人等( )に対する口頭意見陳述の付与義務として規定  
(公開条例第 24 条 1 項関係)

( ) 不服申立人等 = 不服申立人、参加人、諮問庁

### 不服申立人等からの意見書、資料の提出権、閲覧手續

不服申立人等( )の権利・権限、及び審議会の義務を規定  
(公開条例第 25 条、26 条関係)

### 答申書の送付、公表義務

審査会は、答申書(写)を不服申立人、参加人へ送付  
諮問庁は、答申の内容を公表  
(公開条例第 28 条関係)

### 第三者の訴訟機会確保に対する配慮義務

反対意見書を提出した第三者に対して、開示決定から開示まで 2 週間を置く  
(公開条例第 21 条関係)

